

# 総務建設常任委員会協議会 説明資料

令和6年1月19日

大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

---

## 資 料

---

|      |       |     |
|------|-------|-----|
| 改正概要 | ----- | 1   |
| 改正内容 | ----- | 1～2 |

政 策 課

# 大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

## 1 改正概要

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の一部改正に伴い、所要の整備を行うため、大磯町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部の改正を行うものです。

## 2 改正内容

番号利用法の改正により法別表第2が廃止されることに伴い、本条例において番号利用法の法別表第2を参照している箇所について、用語を定義し、法別表第2を参照する条項を置き換える。

施行日：行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

【改正箇所】第2条、第4条

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) <u>特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。</u></p> <p>(6) <u>利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。</u></p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う<u>特定個人番号利用事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 執行機関は、<u>特定個人番号利用事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>利用特定個人情報</u>であって自らが保有するものを利用するこ</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 省略</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(個人番号の利用範囲)</p> <p>第4条 法第9条第2項に規定する条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる大磯町の執行機関（以下単に「執行機関」という。）が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び執行機関が行う<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>とする。</p> <p>2 省略</p> <p>3 執行機関は、<u>法別表第2の第2欄に掲げる事務</u>を処理するために必要な限度で、<u>同表の第4欄に掲げる特定個人情報</u>であって自らが</p> |

| 改正後   | 改正前   |
|---|---|
| <p>とができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該利用特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> | <p>保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から<u>当該特定個人情報</u>の提供を受けることができる場合は、この限りでない。</p> <p>4 省略</p> |